

本日の会議に付した事件

平成30年第3回山元町議会定例会

平成30年8月31日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 報告第11号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第 5 報告第12号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第 6 報告第13号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第 7 報告第14号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第 8 報告第15号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第 9 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（訴えの提起について）

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成30年第3回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、8番大和晴美君、9番遠藤龍之君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．会期の決定を議題とします。

事務局長に、お手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。会期日程案、月日、曜日、会議別、内容の順に朗読いたします。

8月31日、金曜日、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、議案審議。

9月1日、土曜日、2日、日曜日、3日、月曜日、休会。

9月4日、火曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

9月5日、水曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

9月6日、木曜日、本会議、会議録署名議員の指名、議案審議。

同日、決算審査特別委員、委員会構成。

9月7日、金曜日、決算審査特別委員、全体審査。

9月8日、土曜日、9日、日曜日、休会。

9月10日、月曜日、11日、火曜日、12日、水曜日、13日、木曜日、14日金曜日、決算審査特別委員、全体審査。

9月15日、土曜日、裏面をご覧ください。

16日、日曜日、17日、月曜日、休会。

9月18日、火曜日、常任委員会。

9月19日、水曜日、本会議、会議録署名議員の指名、議案審議。

以上です。

議長（阿部 均君）お諮りします。

本定例会の会期は、会期日程案のとおり、本日から9月19日までの20日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの20日間に決定しました。

議長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長に、お手元に配布しております報告書を朗読させます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。議長諸報告。

1. 議会閉会中の動向

6月29日、仙南・亶理地方町村議会議長会議が開催され、出席しました。

7月4日、愛知県蒲郡市議会議員が視察研修のため訪れ、出席しました。

7月5日から6日、仙南・亶理地方町村議会議長会主催による常任委員長研修会が開催され、出席しました。

7月11日、全国町村議長会主催による議会広報クリニックが開催され、議員3名が出席しました。

7月17日から19日、亶理地方町議会議長会正副議長視察研修のため、高知県、四万十町、黒潮町を訪れました。

7月24日から25日、宮城県町村議会議長会主催による議員講座が開催され、議員11名が出席しました。

7月26日、亶理郡内経済関係団体との意見交換会が開催され、出席しました。

7月27日、議会ICT化と「開かれた議会」議員研修会が開催され、議員4名が出席しました。

8月3日、亶理名取地区市町議会連絡協議会議員研修会が開催され、議員13名が出席しました。

8月30日、宮城県町村議会議長会主催による町村議会議員研修会が開催され、議員13名が出席しました。

（総務民生常任委員会）

6月27日、7月10日、7月23日、8月7日、8月21日、委員会が開かれました。

（産建教育常任委員会）

6月27日、7月10日、8月6日、8月28日、委員会が開かれました。

（議会広報・広聴常任委員会）

6月28日、7月9日、7月19日、8月9日、委員会が開かれました。

裏面をご覧ください。

(議会運営委員会)

6月21日、7月12日、8月29日、委員会が開かれました。

(全員協議会)

7月20日、8月21日、8月28日、協議会が開かれました。

2. 請願(陳情)の受理

陳情1件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

3. 長送付議案等の受理

町長から議案等24件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

4. 質問通告書の受理

議員8名から一般質問の通告があり、これを受理したので、その写しを配布しております。

5. 監査、検査結果報告書の受理

監査委員から例月出納検査、財政援助団体監査が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

6. 説明員の出席要求

本定例会にお手元に配布のとおり、説明員の出席を求めています。

7. その他特に報告すべき事項

町長から工事請負契約締結の報告書が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

以上です。

議長(阿部 均君) これで議長諸報告を終わります。

議長(阿部 均君) 日程第3. 提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に提出された議案等24件を山元町議会先例67番により一括議題といたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長(齋藤俊夫君) はい、議長。改めて、おはようございます。

本日ここに平成30年第3回山元町議会定例会が開会され、平成29年度の各会計の決算認定を初めとする提出議案をご審議いただくに当たり、最近の町政の動向と各議案の概要についてご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

震災復興計画の最終年度である平成30年度がスタートして半年近くが経過いたしました。創造的な復興創生に向けた取り組みは、着実に成果を上げながら進んでおり、町内各地では町に活力を与える企業等の立地や操業再開が進められているほか、ことし春には沿岸部に整備された大規模農地で一斉に営農が再開されるなど、なりわいの再生が進み、復興のステージはにぎわいづくりや心の復興へと軸足を移しつつあります。

町内各地では猛暑にも負けず、ことしもさまざまなお祭りやイベントが開催されており、先月21日に開催された亘理山元商工会主催の「すきですやまもと2018」を皮切りに、28日には「坂元神社夏祭り」、29日には「八重垣神社お天王さん祭り」など、町を代表するお祭りが盛大に開催されたほか、今月に入ってからもつばめの杜地区

や桜塚地区の夏祭など、各行政区のお祭りが相次いで開催されております。

各会場では、多くの住民の方々のご参加のもと、さまざまな催しが行われるなど、例年にも増して町民の皆様の活気と笑顔が満ちあふれており、復興の歩みと呼応するように、年々盛り上がりが大きくなってきていると感じているところであります。

一方で、全国に目を向けますと、この夏の台風発生数が昨年を大幅に上回っていることに加え、過去の経験が通用しない大雨などの大災害などもふえております。

特に、7月に発生した西日本豪雨災害では建物や道路などの生活基盤に甚大な被害が出たほか、一月を過ぎた今もなお多くの方々が不自由な生活を余儀なくされております。不幸にして亡くなられた方へのご冥福を心からお祈りいたしますとともに、被災地の一日も早い復旧を心より祈念いたします。

町の対応といたしましては、これまで人的支援を含め多大なご支援をいただいたことに、微力ではありますが恩返しをしたいという思いから、水の支援要請があった愛媛県上島町に対し、町が備蓄する500ミリリットルのペットボトル3,000本を支援物資として発送したほか、被災された方々の救済及び被災地の復旧に役立てていただくため、愛媛県八幡浜市を初めとする5つの市に対して、町を代表して私からお見舞い金をお渡しさせていただいております。

また、今年度人的支援をいただいております派遣元自治体の被害状況等を勘案しながら対応を検討し、愛媛県西予市と兵庫県穴粟市の2名の職員に一時帰庁をしていただき、災害対応に当たってもらっているほか、県から派遣をいただいている職員1名についても県の派遣チームの一員として岡山県の災害廃棄物処理の支援に従事していただきました。

ことしの西日本豪雨では、避難情報の伝達の重要性及び自治体の危機管理のあり方について改めて課題が浮き彫りになったと考えております。

西日本豪雨では、早くから大規模な災害が予想されていたことから、気象庁は前代未聞の規模で、11府県186市町村に対し大雨特別警報を発表し、繰り返し危機感を伝えていたところであります。

しかしながら、報道によりますと、避難情報の発信が遅れた市町村が一部あったほか、受け取る側の住民においても過去の経験に基づく根拠のない楽観論に加え、ダム等の施設への過剰な信頼、避難勧告、避難指示等の理解が不十分であったこともあり、避難が遅れ、大きな被害につながってしまったと報じられているところであります。

今回のような被害があった際に思い起こすのが危機管理の要諦の1つである「空振りには許されるが見逃しは許されない」という言葉であります。この言葉は、災害対応において時機を失してしまい、見逃しや手遅れになることがないように、早目の避難行動を呼びかけ、結果として災害が起らなかった場合でも空振りでもよかったと言えるよう、住民と町の間で考えを共有、定着させていくことが肝要であることを示したものであります。

しかし、西日本豪雨においては、想定外の災害であったことに加え、先ほど申し上げたような非常時における危機管理のあり方への認識のギャップも相まって対応が後手に回った事例も多く見受けられたところであります。

今後とも想定外の事態と向き合わなければいけない時代ではありますが、東日本大震災を経験した私たちにはもう想定外の災害という考えはないはずであり、今回の災害を

対岸の火事とすることなく、町民の命と安全を最優先に考え、空振りを恐れず、早目早目の避難行動を行えるよう、今後とも徹底してまいりたいと考えております。

それでは、東日本大震災からの復興創生に向けた最近の取り組みについてご報告申し上げます。

初めに、被災した沿岸部のコミュニティー施設の復旧状況についてですが、町では沿岸部のコミュニティー施設の復旧を後押しするべく、県補助金等を活用し、各行政区が実施する復旧工事に係る費用を助成しており、これまでに花釜区、中浜区、磯区の施設が完成しております。

このたび牛橋区で建設が進められてきた区民会館が完成したことから、今月5日、地元行政区長等、関係者ご列席のもと落成式が開催されました。新しい区民会館は、安全確保上の観点から、より安全な内陸に移転新築し、2階建てで延べ床面積約300平方メートルの建物には、地域コミュニティーの再生に向け、子供たちの学習スペースや2階部分に備蓄倉庫などを兼ね備えた活動拠点施設となっております。

なお、残る笠野地区のコミュニティー施設についてもこの秋には供用を開始する見込みであり、これらの施設を核に地域の交流がより一層推進されるものと期待しているところであります。

次に、昨年10月下旬に発生した台風21号の被害に係る災害復旧の進捗状況についてですが、8月末の工事発注状況は、被害箇所数250カ所のうち249カ所となっており、179カ所において工事が完了しております。残る工事につきましても今年度末までに完了する見込みではありますが、一日も早い災害復旧に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

なお、昨年の台風被害に関する一連の対応を振り返り検討を進めてきた町内土木・水道業者との災害時応援協定については、協議が整ったことから、今月24日、協定の締結式をとり行ったところであります。

本協定により、緊急時の初動体制の強化が図られ、災害時の迅速かつ的確な対応が可能となるなど、町民の安全安心な生活基盤の確保に向けて地域の防災力がさらに高まるものと期待しております。

次に、復興公営住宅の家賃減免に係る本町の対応についてですが、本町におきましては、被災者の生活再建の現状や今後の住宅行政の財源確保の見込み等を踏まえ、今年度は家賃の引き上げを行わないこととしたところであります。その後も他市町の対応情報の収集、意見交換などにより、家賃減免について検討を進めてまいりましたが、被災者に対する支援の継続が必要との観点から、家賃減免を継続することに決定いたしました。

なお、減免の継続期間については、認定月額が8万円以下の特別低減事業対象世帯は、住宅管理開始から5年目までの一定減免をさらに5年間延長し、また、入居後3年経過し、認定月額が15万8,000円を超える収入超過世帯については、住宅管理開始から10年間近傍同種家賃への家賃割り増し分を減免いたします。

町内各地の道路等整備事業の動向について申し上げます。

初めに、復旧・復興事業に伴う町道の大規模補修事業についてですが、8月末時点で町道20路線、総延長約23キロメートルのうち約22キロメートルの補修が完了し、約97パーセントの進捗となっており、一部の区間を除きおおむね計画どおり工事が完了しております。

県道相馬亘理線改良工事につきましては、既に工事が進められている坂元川及び戸花川橋梁部、新浜地区に加え、福島県境から町道上平磯線にかけての約1,200メートルの区間については、年度内の供用開始を目指し、今月からは舗装工事に着手しているところであります。

また、笠野地区周辺の安全対策については、既に築堤工事が開始され、今年度中の完成を目指し、計画的に工事が進められているところであり、平成32年度末までの完成に向け、整備が進められている常磐自動車道の4車線化工事につきましては、既に着手している橋梁など主要構造物の整備に加え、4月から本体工事に着手しているとのことあります。

次に、笠野地区の畑地を会場に先月21日から31日にかけて開催した「やまもとひまわり祭り」についてですが、県内最大規模となる約6ヘクタールの畑に約180万本のヒマワリが咲き誇り、期間中は天候にも恵まれたことから、約1万人の来場があり、町内はもとより、仙台や他県ナンバーの車両も多く見られました。また、期間中の土曜日、日曜日には、町内事業者によるイチゴを使用したかき氷等の販売も行われ、会場は訪れたお客様のたくさんの笑顔であふれるなど、大変好評をいただいたところあります。

次に、沿岸部の土地利用の正常化と大区画圃場による営農の効率化に向けた山元東部地区農地整備事業の進捗についてですが、今年度から北は牛橋地区から南は磯地区まで、約152ヘクタールの水田で一斉に営農が再開されたほか、畑についても順次営農が再開されており、我が町の基幹産業である一次産業の振興がより一層図られるものと期待しております。

また、農地整備事業、山元東部地区で集積、再配置される非農用地の整備については、農地整備事業では換地先の造成等が実施できないことから、事業を進めるための財源の確保が課題となっております。

これまで複数年にわたり復興庁と粘り強い協議を続けてまいりましたが、このたび自主利用を希望する民有地の集積区域の造成費用について復興交付金の活用が認められたことから、今議会に用地造成のための補正予算案をご提案させていただいております。

本事業の実施により、山元東部地区の整序化が一層進むものと考えており、山元東部地区の早期事業完了を目指し、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、企業誘致等の状況についてですが、真庭区に建設が進められてきた仮設建物の賃借、製作、販売などを手がける東海リース株式会社の仙台配送センターが完成し、去る6月14日、開所式がとり行われ、運用が開始されたところあります。

同社は、配送エリアを全国に展開する東証2部上場企業であります。主に東北地方を管轄区域とする本センターの立地に当たっては、当町が仙台圏に近く、かつ国道6号や常磐自動車道のインターチェンジ等、充実したインフラを有し、関東方面も見据えることができること等が大きな決め手であったと伺っており、非常に喜ばしく思うとともに、同社の今後ますますの業績向上を期待するところあります。

また、新浜別荘地への進出が予定されている太平洋ブリーディング株式会社の関係につきましては、さきの第2回定例会において進出予定地の用地買収に係る予算をご決議賜り、地区説明会や漁業従事者等への説明を経て、現在地権者の方々との用地交渉に着手しております。

今後は、町民の代表であります議員の皆様とともに、関連施設を視察し、安全安心を確認するとともに、早期の立地協定締結を目指し、鋭意地権者の方々との交渉に当たってまいり所存であります。

さらに、つばめの杜地区の商業用小区画において建設が進められている歯科医院につきましては、着々と準備が進み、現在は基礎工事が行われており、本年11月ごろの開院を心待ちにするところであります。

町といたしましても、新たな企業等の立地は、雇用の場の確保や地域経済の活性化、若者の定住促進などにつながり、町の持続的な発展や住みよいまちづくりに大きな力となるものであることから、今後とも積極的に企業誘致に取り組んでまいります。

次に、にぎわいと活気にあふれるまちづくりに向け、坂元地区の商業施設用地に建設する農水産物直売所についてですが、さきの第2回議会定例会において落札業者との工事請負契約議案をご可決賜り、去る4月10日、阿部議会議長や区長、施設建設検討委員会の方々のほか、関係機関、設計・施工業者などが出席し、工事期間中の安全と早期完成を願う安全祈願祭がとり行われたところであります。

現在は、基礎工事を進めているところであり、来年2月のオープンを目指し、引き続き全力で工事に取り組んでまいります。

また、ソフト面の準備も着々と進んでおり、山元町をイメージできることや農林水産物直売所をイメージできることなどを要件として公募を行った施設の名称について、選考の結果、「やまもと夢いちごの郷」とすることに決定いたしました。

選考に当たっては、交流拠点施設検討委員会での審査・採点を踏まえ、これまでの町の産直施設としての知名度や特産品であるイチゴを前面に出すべき等の意見を踏まえて決定したものであり、地域の方々に身近で親しみのある利用しやすい施設となるよう期待するところであります。

また、施設の運営については、公設民営方式を採用し、株式会社を設立の上、施設全体の運営を担うこととしておりますが、会社組織の概要が固まったことから、設立当初の役員の方々による設立準備会議を経て、一昨日、会社設立登記を行ったところであります。

会社概要をご紹介しますと、会社の名称、商号でございますが、これは「株式会社やまもと地域振興公社」、発行可能株式総数は、町が保有する4,000株及び公募による1,000株を合わせた5,000株を上限としております。

なお、株式会社への出資希望者の動向を把握するため、事前調査を実施したところ、個人や企業、関係団体等を合わせて1,000株を達する見込みであり、計画どおりの出資が得られるものと見込んでおります。

また、施設への出荷者の募集状況については、7月31日現在で農林水産物を中心に72名の方から申し込みがあったところであり、今後は年間を通じて出荷量が安定するよう、時期的なバランスも考慮しながら、不足品目の充足を目指すとともに、出荷者組織の設立を行う予定であります。

産直施設の安定運営には、会社や関係機関の力だけでなく、地域の皆様のご愛顧が必要不可欠でありますことから、今後とも議員各位を初め、地域の皆様のご理解とご協力をぜひともお願いいたします。

次に、医療福祉関係の動向についてですが、去る7月10日、相互協定を締結する宮

城病院、山元町、亘理町との意見交換会が開催されました。安心して暮らせるまちづくりの推進を図るため、平成28年度に三者間で協定を締結してから、ことしで3年目を迎えますが、両町からの要望により、昨年度から東北大学病院の小児科医が週3回宮城病院に派遣され、診療のほか、育児健診、相談も行うなど、着実に地域医療の強化が図られてきております。

町といたしましても、大切な医療資源である宮城病院を守っていきたいという思いから、今後とも病院と連携し、さまざまな事業を展開するとともに、町内の事業所等と協力し、宮城病院周辺環境美化活動についても継続して実施してまいります。

また、県保健福祉部発行の「データからみたまやぎの健康」において、平成27年度の本町男性の健康寿命が県内第1位であることが発表されましたので、ご紹介いたします。

健康寿命とは、健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のことで、当町では81.04歳となっており、県平均79.61歳を上回る結果となりました。

この結果は、これまで保健師、栄養士を中心に長年地道に取り組んできた「男前ダンベル教室」や「男性料理教室」等の健康増進事業が実を結んだものであり、今後もさらなる健康増進を目指し、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、定住促進事業についてですが、平成20年度の制度創設以来、前年度末時点において200世帯、543名の転入者をお迎えいたしました。今年度も7月末時点の実績で12世帯、39名の転入者を迎えており、本町の定住促進に大いに成果を上げているところであります。

また、昨年度から実施しております「お試し移住・交流促進事業」については、「NPO法人GRA」による宿泊施設（ミガキハウス）のほか、今年度京都在住で本町に縁のある建築士の方が花釜区に建築されたログハウスを活用し、仕事体験を通じた地域住民の方々との交流事業や町の魅力探しなどの人と人とのつながりに重点を置いた事業を本格的にスタートしております。

今月3日に東京で開催した交流会には35名の参加があったほか、20日からは「一般社団法人ふらっと一ほく」と「株式会社燦燦園」を実習先とした大学生のインターシップを開始しており、さまざまな活動や体験を通じて本町の魅力を感じていただけるものと期待しているところであります。

また、来月からは町の魅力を実感し発信していただく第2回「山元取材ツアー」の実施を予定しており、9月開催分については既に定員に達するなど、昨年度に引き続き大変好評をいただいております。

町といたしましては、こうした新たな取り組みを通じてこれまで力を入れて取り組んできた定住促進、子育て支援事業との相乗効果により、本町へのさらなる移住、定住を力強く推進してまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税についてですが、平成27年9月の制度拡充後、今年度で4年目を迎えておりますが、さらなる制度の充実を図るべく、来月5日から全面的なリニューアルを実施いたします。今回のリニューアルでは、お礼の品の価格帯をこれまでの1万円から7万円までの全4コースから1万円から15万円までの全6コースに見直し、お選びいただく商品もこれまでの70種類から84種類へと大幅に拡充いたしました。

また、参加業者数も新たに1事業者が加わって全27事業者となり、シャインマスカ

ットの1区画栽培・収穫チケットを初め、桃やトマト、バームクーヘンなど、参加業者にご協力いただき、可能な限り充実に努めたところであります。

町といたしましてもお礼の品が充実することにより歳入増加のみならず、魅力的な特産品を全国に広くPRすることで、地場産業の活性化や交流人口の拡大に大いに寄与するものと期待しているところでもあります。

次に、岩沼市、亶理町、山元町の枠組みで協議を進めてまいりました消防広域化についてですが、来年4月1日から新たな組織で運営をスタートすることで協議が整ったところでもあります。新たな消防組織の名称は、「あぶくま消防本部」となり、岩沼消防署に本部が設置されますが、亶理消防署並びに亶理消防署山元分署についても現行どおり存続いたします。

今回の広域化に伴い、災害時等の初動体制や応援体制が強化されるほか、本部機能を一元化したことにより、人員の集約・効率化が図られ、現場署員の増強や効果的な人事ローテーションが可能となるなど、組織力が大幅に向上し、当町を含む関係市町の安心安全な生活がより一層充実するものと期待しております。

なお、今議会において広域化に伴う一部事務組合の規約の改正並びに新たな組織の設立準備に係る補正予算案をご提案させていただいておりますので、特段のご配慮をお願いする次第であります。

最後に、児童生徒にとってよりよい学びができる環境をつくることを目的に検討を進めている町内小中学校の学校再編についてですが、住民アンケートの分析結果等を踏まえ、これまで再編検討委員会で協議した結果、中学校については早期に1学校区に再編、小学校については、中学校再編後児童数の推移等を見据えながら、目標年を設定した上で、将来的に1学校区として再編するという一定の方向性がまとまったところでもあります。

このことを踏まえまして、今月3日から5日にかけて各小学校区単位で住民説明会を開催したところ、さまざまなご意見をいただいたところでもあります。いただいた意見の中では、クラス替えできる児童生徒数を確保することで競い合える環境が生まれ、学力向上につながるという意見やより多くの仲間づくりができるといった賛成の意見が多く見られたものの、一方では、地域の伝統が子供たちに伝わらなくことへの懸念や通学に時間を要してしまうことへの懸念など、課題も浮かび上がってきております。

また、今月1日から20日までの日程でパブリックコメントも実施しておりますので、それらの意見も踏まえ、今後検討委員会や教育委員会での協議を経て、最終的な方針をまとめてまいります。

以上、これまでの我が町の復興創生に向けた各種の事業取り組みについてご報告申し上げました。引き続き町の復興推進に向け、チーム山元一丸となり、全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましてもなお一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議をいただく各種議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、報告・承認関係について申し上げます。

報告第9号平成29年度決算山元町健全化判断比率について及び10号平成29年度決算山元町公営企業資金不足比率については、監査委員の意見を付して議会に報告する

もの。

報告第11号から15号までの専決処分の報告については、復旧復興事業に伴う町道の舗装補修工事について、施工内容や数量等に変更が生じたことに伴い変更契約を締結いたしましたので、これを報告するもの。

また、承認第5号については、中浜地区土砂採取事業に伴う犬塚遺跡の埋蔵文化財発掘調査業務において、事前の協議により事業者が経費を負担することで合意を得ておりましたが、報告書作成業務の段階に入り、契約締結及び経費の支払いを拒否する文書が町に届けられたことから、これらの意思表示と支払いを求め、訴えの提起を行ったものであります。

次に、平成29年度各会計の決算認定について申し上げます。

決算認定をお願いするに当たりましては、監査委員からの審査意見書並びに事業ごとの成果資料もあわせて提出しておりますので、ご参照願います。

それでは、認定第1号平成29年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額約209億6,000万円、歳出総額は約183億9,000万円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支では25億7,000万円余の黒字決算となりました。

一昨年度に町内3カ所の新市街地整備やJR常磐線の復旧を初め多くの復興事業が完了したことから、歳入歳出ともに大幅な減額となっており、歳入では対前年度比66.9パーセント、歳出では67.7パーセントとなっております。

また、翌年度に繰り越しすべき財源は約13億円であり、これを差し引いた実質収支額は12億7,000万円余であります。この実質収支額のうち、法令に基づき2分の1以上に相当する額の約6億4,000万円を財政調整基金へ積み立てしたものであります。

認定第2号平成29年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額約21億2,000万円、歳出総額は約20億1,000万円であり、差し引きでは1億円余の黒字決算となりました。

前年度と比較しますと、歳入で対前年度比97.9パーセント、歳出で100.3パーセントとなっております。この決算剰余金のうち法令に基づき2分の1以上に相当する額の6,000万円を財政調整基金へ積み立てしたものであります。

認定第3号平成29年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入歳出とも総額約1億5,000万円であり、差し引きでは100万円余の黒字決算となりました。

前年度と比較しますと、歳入では対前年度比108パーセント、歳出で109パーセントとなっております。この決算剰余金につきましては、翌年度に全額を繰越金として処理し、平成30年度本会計の補正予算（第1号）の歳出予算において一般会計への繰出金として措置しております。

認定第4号平成29年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は歳入総額約13億4,000万円、歳出総額は約12億9,000万円であり、差し引きでは5,000万円余の黒字決算となりました。

前年度と比較しますと、歳入で対前年度比103.2パーセント、歳出で104.4パーセントとなっております。この決算剰余金のうち、法令に基づき2分の1以上に相当する額の2,600万円を介護保険事業基金へ積み立てしたものであります。

認定第5号平成29年度山元町水道事業会計決算認定について申し上げます。

初めに、収益的収支について申し上げます。収益総額は4億4,000万円余、これに対する費用総額は3億7,000万円余で、差し引き5,000万円余の純利益となりました。

資本的収支につきましては、支出総額2億6,000万円余、これに対する収入総額は1億2,000万円余で、差し引き財源不足額の1億4,000万円余は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんしたところであります。

認定第6号平成29年度山元町下水道事業会計決算認定について申し上げます。

初めに、収益的収支について申し上げます。収益総額は6億6,000万円余、これに対する費用総額が4億6,000万円余であり、差し引き1億9,000万円余の純利益となりました。

資本的収支につきましては、支出総額約4億9,000万円余、これに対する収入総額は約2億7,000万円余で、差し引き財源不足額の2億1,000万円余は、運転資金として借り入れた企業債及び過年度分損益勘定留保資金等で補填したところであります。

次に、予算外の議決議案について申し上げます。

議案第39号山元町町税条例の一部を改正する条例については、生産性向上特別措置法が平成30年6月6日に施行されたことから、所要の改正を行うもの。

議案第40号亙理地区行政事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び亙理地区行政事務組合規約の変更については、平成31年4月1日から岩沼市消防本部及び亙理地区行政地区組合亙理消防本部の消防広域化が開始となることに伴い、同組合規約を変更することについて協議を行うため、地方自治法の規定により提案するもの。

議案第41号から42号については、町道の路線廃止及び認定について議会の議決を求めるものであります。

続きまして、補正予算関係議案について申し上げます。

初めに、各会計に計上しております人件費に関する補正予算についてですが、それぞれ当初予算編成後の人事異動等に係る人件費の調整額を措置しておりますので、人件費以外の主な項目について申し上げます。

それでは、議案第43号平成30年度山元町一般会計補正予算（第2号）（案）について申し上げます。

初めに、歳出予算の総務費については、一般管理費において新庁舎移転にあわせ仮設庁舎並びに新旧耐火書庫の文書を整理するに当たり、現行の文書管理ルールの見直しを行うための経費を計上するとともに、平成32年度から会計年度任用職員制度が施行されるに当たり、例規の整備や職員研修等を行うための経費を追加措置するものであります。

また、財産管理費においては、復興交付金第21回申請に伴う交付決定額や決算剰余

金に含まれていた前年度繰越事業の既収入特定財源のうち、復興関連事業分の財源を基金に積み戻すため、震災復興交付金基金の積立金を増額するとともに、新庁舎の議場等で使用する音響・録音等設備の整備に係る経費を追加措置するものであります。

次に、民生費については、児童館費において子育てをお願いしたい人と子育てを手伝いたい人をつなぎ、地域で助け合いながら子育てを行うため、こどもセンター内に設置する「ファミリー・サポート・センター」の運営を委託する経費を追加措置するものであります。

次に、衛生費については、保健衛生復興推進費において今年度から新設された県補助金を活用し、新たに骨髄バンクドナーの通院費及びがん患者の医療用ウィッグの購入費の助成を実施するための経費を追加措置するものであります。

次に、農林水産業費については、農地復興推進費において農地整備事業、山元東部地区で集積、再配置される非農用地を対象とした用地造成費について復興交付金の交付決定に基づき追加措置するものであります。

次に、土木費については、道路橋梁復興推進費において笠野地区と国道6号を結ぶ高瀬片平山線の舗装補修工事に係る経費について復興交付金の交付決定に基づき増額措置するものであります。

また、河川改良費において、林野庁の保安林復旧工事にあわせて一の沢川の護岸改修工事を実施するため必要な経費を増額したほか、住宅管理費においては、平成29年度決算に伴い、町営住宅家賃収入から諸経費への充当残額を町営住宅基金に積み立てるものであります。

次に、消防費については、非常備消防費において消防団員のヘルメットを整備する事業について補助金の交付決定に基づき追加するとともに、常備消防費については、消防広域化に伴い、来年4月から新たな組織での運営が開始されるに当たり、消防署員の制服整備等の設立準備に係る経費について増額措置するものであります。

次に、教育費については、深山山麓少年の森管理経費において、登山客等の増加に伴う駐車場不足等を解消することを目的とした関係経費を追加するとともに、当初予算で計上していた遊具更新経費については、施設全体を見なおす時期に一体的に取り組むこととしたことから、減額措置いたします。

また、社会教育施設計画費において、旧中浜小学校の校庭に震災にちなんだモニュメントを設置するため、設計費を追加したほか、レクリエーション施設、いわゆるパークゴルフ場の整備について、本町における事業の可能性を把握すべく、市場調査や採算性調査を実施するための経費を追加措置するものであります。

さらに、体育振興費においては、絆・コミュニティ再生と活性化を促すため、地区、職場対抗の綱引き大会を実施するための経費を追加措置するものであります。

最後に、債務負担行為の補正については、会計年度任用職員制度、例規整備等支援業務の次年度執行分に要する経費について期間及び限度額を設定するものであります。

ただいま御説明申し上げました歳出予算に見合う財源としては、国庫支出金及び前年度繰越金を増額するとともに、最終的な財源調整として、財政調整基金の取り崩しを増額措置した結果、歳入歳出それぞれ約12億6,000万円増額し、総額を125億8,000万円余とするものであります。

続きまして、各特別会計補正予算案について申し上げます。

議案第44号平成30年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について申し上げます。

歳出予算のうち、総務費及び諸支出金については、前年度事業の精算に伴う一般会計への繰出金及び国、県等に対する返還金を追加措置するものであります。

以上、歳出予算に見合う財源としては、一般会計繰入金及び決算に伴う前年度繰越金を増額措置し、最終的には財政調整基金の取り崩しの減額をもって財源調整した結果、今回の補正額は約3,400万円を追加し、歳入歳出予算額の総額を19億2,000万円余とするものであります。

次に、議案第45号平成30年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について申し上げます。

歳出予算のうち諸支出金については、前年度事業の精算に伴う繰越金相当額を一般会計に対し繰出金として追加措置するものであります。

以上、歳出予算に見合う財源としては、繰越金をもって充当した結果、今回の補正額は約100万円を追加し、歳入歳出予算額の総額を1億7,000万円余とするものであります。

次に、議案第46号平成30年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について申し上げます。

歳出予算のうち諸支出では、前年度事業の精算に伴う一般会計への繰出金を追加するとともに、前年度補助事業等の精算に伴う国、県等に対する返還金を追加措置するものであります。

以上、歳出予算に見合う財源としては、一般会計繰入金及び決算に伴う前年度繰越金等を増減し、最終的には介護保険事業基金の取り崩しの増額をもって財前調整した結果、今回の補正額は約2,400万円を追加し、歳入歳出予算額の総額を14億6,000万円余とするものであります。

次に、議案第47号平成30年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）（案）について申し上げます。

水道事業収益において一般会計からの補助金のうち、高料金対策に係る経費について今年度の補助額が確定したことから、減額措置するものであります。

今回の補正額は、収益的収入を約400万円減額し、総額4億4,000万円余に、収益的支出を約10万円減額し、総額4億円余に、資本的支出を4万円増額し、総額3億1,000万円余とするものであります。

次に、議案第48号平成30年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）（案）について申し上げます。

資本的支出において、坂元地区公共下水道切替マンホールポンプ工事について、県との協議により繰越予算で執行することとなったことから、工事費を減額するものであります。

今回の補正額は、資本的収入を9,000万円減額し、3億4,000万円余に、資本的支出を約9,000万円減額し、5億8,000万円余とするものであります。

以上、平成30年第3回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課室長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に頭無西牛橋線橋梁撤去工事ほか3件の工事契約案件及び教育委員の任命につき同意を求めることについてを追加提案する予定でありますので、ご提案申し上げた際にはご可決を賜りますよう、あわせてお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）これで提出議案の説明を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第4．報告第11号を議題とします。

本案について報告を求めます。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。報告第11号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について次のとおり専決処分するものです。

概要につきましては、第3回議会定例会配布資料No.1でご説明いたしますので、ご準備願います。

本件は、町道1号東街道線（その2）、町道補修工事において契約内容の一部に変更が生じたことから、変更契約を締結したものです。

次に、主な項目と内容を説明させていただきます。

1. 契約の目的、2. 契約の相手方につきましては、記載のとおりとなっております。
3. 契約金額、原契約が1億2,133万8,000円、消費税を含みます。変更額が1億1,978万9,280円、消費税を含みます。減額154万8,720円、消費税を含みます。1. 28パーセントの減となっております。
4. 工事の場所、山元町山寺地内ほかとなっております。
5. 工事の概要、変更分になりますが、表層工が2万2,970平米に対しまして、変更で2万1,630平米、340平米の減となっております。路上路盤再生工、2万2,970平米が2万1,770平方キロメートル、1,200平米の減となっております。
6. 工期、平成29年12月8日から平成30年8月31日まで、こちら変更ありません。

7の変更理由ですが、現場精査の結果、表層工及び路上再生路盤工の面積が減となったものとなっております。

次ページのほうに施工位置図をつけております。ブルーの円で囲まれている中の黒実線のところが施工範囲となっております。

1ページにお戻り願います。

議会の議決経緯は、記載のとおりとなっております。

以上で報告第11号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（阿部 均君）報告第11号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わり

ます。

議長（阿部 均君）日程第5．報告第12号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。報告第12号専決処分の報告について説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について次のとおり専決処分するものです。

概要につきましては、第3回議会定例会配布資料No.2でご説明いたしますので、ご準備願います。

本件は、町道1号東街道線（その3）工事、町道補修工事において契約内容の一部に変更が生じたことから、変更契約を締結したものです。

次に、主な項目と内容を説明させていただきます。

1. 契約の目的、2. 契約の相手方につきましては、記載のとおりとなっております。
3. 契約金額、原契約が1億1,318万4,000円、消費税を含みます。変更額が1億1,617万2,360円、消費税を含みます。増額298万8,360円、消費税を含みます。2.64パーセントの増となっております。
4. 工事の場所、山元町久保間地内ほかとなっております。
5. 工事の概要、変更分になりますけれども、路面切削工が4,730平米増となっております。

6. 工期、平成29年12月8日から平成30年8月31日まで、変更ありません。

7. 変更理由ですが、施工前に既設舗装圧を調査したところ、既設舗装圧が当初計画の5センチではなく、10センチあったことから、その範囲については先に舗装を5センチ切削してから路上路盤再生を行う方法に変更したことにより、増額となったものです。

こちら、先ほどの報告第11号の概要書の2ページの図面のほうに施工位置を載せておりまして、赤の範囲で載せている円の範囲の中の黒実線の東街道となっております。

配布資料のほうにお戻り願います。

議決経緯は、記載のとおりとなっております。

以上で報告第12号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（阿部 均君）報告第12号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（阿部 均君）日程第6．報告第13号を議題とします。

本案について報告を求めます。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。報告第13号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について次のとおり専決処分するものです。

概要につきましては、第3回議会定例会配布資料No.3で説明いたしますので、ご準備願います。

本件は、町道2号大平石橋線外ほか4路線町道補修工事において、契約内容の一部に

変更が生じたことから、変更契約を締結したものです。

次に、主な項目と内容を説明させていただきます。

1. の契約の目的、2. の契約の相手方は記載のとおりとなっております。

3. の契約金額、原契約1億3,968万7,200円、消費税を含みます。変更額が1億4,390万8,920円、消費税を含みます。増額422万1,720円、消費税を含みます。3.02パーセントの増となっております。

4. 工事の場所、山元町牛橋地内外となっております。

5. の概要、変更分になりますが、こちらも路面切削工が3,593平米の増となっております。

6. 工期、平成29年12月8日から平成30年8月31日までとなっております。

7. 変更理由、施工前に既設舗装圧を調査したところ、既設舗装圧が当初計画の5センチではなく10センチあったことから、その路線については、先に舗装を5センチ切削してから路上再生路盤を行う工法に変更したことにより増となったものです。

こちらも先ほどの報告第11号の概要書の2ページのほうに資料つけてまして、緑の円のところが施工範囲となっております。

8. 議決経緯につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で報告第13号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（阿部 均君）報告第13号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（阿部 均君）日程第7. 報告第14号を議題とします。

本案について報告を求めます。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。報告第14号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について次のとおり専決処分するものです。

概要につきましては、第3回議会定例会配布資料No.4で説明いたしますので、ご準備願ひします。

本件は、町道8号高瀬中央線ほか1路線町道補修工事において、契約内容の一部に変更が生じたことから、変更契約を締結したものです。

次に、主な項目と内容を説明させていただきます。

1. の契約の目的、2. の契約の相手方につきましては、記載のとおりとなっております。

3. 契約金額、原契約が1億999万1,520円、消費税を含みます。変更額が1億1,316万2,400円、消費税を含みます。増額317万880円、消費税を含みます。2.88パーセントの増となっております。

4. 工事の場所、山元町高瀬地内ほかとなっております。

5. の概要ですが、変更分の説明になりますがけれども、区画線工。外側線、実線が5,110メートルの増となっております。

6. 工期、平成29年12月8日から平成30年8月31日まで。変更ありません。

7. 変更理由になります。変更分の町道高瀬中央線において舗装工事を行う前に車道

両端の路肩に堆積した土砂を撤去したところ、両側に外側線が引かれたことから、舗装復旧後に同じように外側線を設置したことにより増となったものです。

こちらにつきましても報告第11号の概要書の2ページの図面のほうに位置図をつけてまして、ピンクの円の中のところが今回の施工範囲となっております。

概要書のほうにお戻り願います。

8. 議決経緯につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で報告第14号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（阿部 均君）報告第14号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（阿部 均君）日程第8. 報告第15号を議題とします。

本案について報告を求めます。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。報告第15号専決処分の報告について説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について次のとおり専決処分するものです。

概要につきましては、第3回議会定例会配布資料No.5でご説明いたしますので、ご準備願います。

本件は、町道9号真庭線ほか2路線町道補修工事において、契約内容の一部に変更が生じたことから、変更契約を締結したものです。

次に、主な項目と内容を説明させていただきます。

1. の契約の目的、2. の契約の相手方につきましては、記載のとおりとなっております。

3. 契約金額、原契約が1億562万4,000円、消費税を含みます。変更額が1億76万5,080円、消費税を含みます。減額485万8,920円、4. 6パーセントの減となっております。

4. 工事の場所、山元町真庭地内ほかとなっております。

5. 工事の概要ですが、変更分になりますが、裏面をお開き願います。施工延長が3,465メートルが3,294メートル、171メートルの減。表層工が1万9,710平米が1万7,890平米。1,820平米の減。路上再生路盤工が1万9,710平米が1万7,870平米、こちらが1,840平米の減となっております。

表面にお戻り願います。

6. 工期、平成29年12月8日から平成30年8月31日まで。変更ありません。

7. 変更理由、施工前に既設舗装状況を調査したところ、町道真庭線の一部の範囲において、その範囲を通行している土どり事業者が舗装補修工事を実施したことから、その範囲の施工を減したものとなっております。

こちらも報告第11号の概要書の2ページのほうに施工範囲を載せてまして、黄色の円で囲んである黒実線のところが施工範囲となっております。

概要書のほうにお戻り願います。

8. 議決経緯につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で報告第15号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（阿部 均君）報告第15号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

ます。

議長（阿部 均君）日程第9．承認第5号を議題とします。

本案について説明を求めます。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、承認第5号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、訴えの提起を別紙のとおり専決処分したので、同法の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分を行った内容については、議案の概要にてご説明いたしますので、配布資料No.6をお手元にご準備願います。

本件は、訴訟手続により、調査報告書作成業務を町に委託するとの意思表示と、その意思表示の成立を条件として金員の支払いを請求することについて専決処分したので、その承認を求めるものであります。

- 1．対象となる遺跡は、山元町坂元にある犬塚遺跡でございます。
- 2．事件名は、業務委託契約締結意思表示等請求事件です。
- 3．相手方については、滋賀県にございます表記事業者でございます。

- 4．事件の概要については、中浜地区土砂採取事業に伴い実施した犬塚遺跡埋蔵文化財発掘調査業務、こちらは、現地調査業務と調査報告書作成業務のことを指しますが、これらに係る経費については、事前協議により、相手方が負担することで合意を得ておりました。平成26から27年度に実施した業務では、この合意に基づき、事業主から経緯の支払いがありました。その後の調査報告書作成業務については、契約締結及び経費の支払いを拒否する旨の文書が平成28年7月に町に届けられました。その後協議を進めてまいりましたが、契約締結の意思表示が得られる見通しが立たないことから、調査報告書作成業務に係る契約締結及び経費の支払いを求めて、管轄裁判所であります仙台地方裁判所に訴えの提起を行ったものであります。

- 5．請求の趣旨については、町に対し埋蔵文化財発掘調査報告書作成業務委託契約書記載の内容の調査報告書作成業務に委託するとの意思表示を示していただきたいこと、また、その条件を成立として、3,545万1,000円を支払っていただきたいとの内容になります。

- 6．専決処分については、平成30年6月26日です。

以上が承認第5号訴えの提起についての概要となります。よろしくご理解の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第5号専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

承認第5号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月4日午前10時開議であります。

午前11時30分 散 会
